

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 一 一 七 号

内閣衆質一七六第一七号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出中国トロール漁船の船長が抵触したと考えられる法律と検察庁の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出中国トロール漁船の船長が抵触したと考えられる法律と検察庁の対応等に
関する質問に対する答弁書

一の①及び③について

那覇地方検察庁は、御指摘の事件の被疑者が、我が国の領海内で適正な職務に従事していた石垣海上保安部所属の巡視船「みずき」に乗船していた海上保安官から停止を求められた際、被疑者が操船していた漁船を故意に「みずき」に衝突させたことは明白である旨発表しているものと承知している。

一の②について

那覇地方検察庁は、被疑者の処分については、今後の情勢を踏まえて判断する予定である旨発表しているものと承知している。

二について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えたい。